



事故を起してしまったり… 事故の被害に遭ってしまったり…

交通事故の疑問 教えてQ&A

まさか自分に限って…と黙っていても、いつ起きるか分からない交通事故。突然の交通事故では、何をどうしたら良いか分からないという方も多いのでは？ケガの治療から、保険、車両の修理など…交通事故の疑問にお答えします！



第11回

付けておきたい自動車保険の特約(その1) 保険代理店からのアドバイス

Q1

付けておいた方が良い自動車保険の特約は？(その1)

それは「弁護士費用特約」です！まさかの交通事故。自動車保険(任意保険)に加入していれば、自分の加入している保険会社の担当が相手方と示談交渉に当たります。

しかし残念ながら、全ての事故で示談交渉してくれるわけではないのです。例えば、「信号待ちでの停車中に追突された」といった事故では、追突された方に一切の非はなく、相手方の過失が100%となります。この時、追突された被害者は自分の保険を使って示談交渉することができないのです。それはなぜか？

自動車保険は基本的に、事故相手への賠償に備えるためのものなので、相手への賠償が発生しない0対100の事故では、保険を使いたくても使うことができないからです。では、100%の被害者となって保険が使えないと、どうなるのでしょうか？

加害者側(加害者本人や保険会社)と話しするのは被害者本人となります。加害者側が誠意のある姿勢を見せ、納得のいく賠償金額を

提示してくれば問題はないのですが、なかには示談を進めない、非を認めない、などのケースもあります。また、示談は進んでい「ものの、「相手の保険会社が信じられない」「損害の一部を認めてくれない」などと困った状況になることもありま。保険会社の担当者の中にも、なかには「裁判していただいても結構です」といった強気の発言をする人もいます。果たしてこのような場合に、泣き寝入りするしかないのでしょうか？

そこで、被害者が困った状況にならないためにあるのが「弁護士費用特約」です。弁護士、司法書士、行政書士などへの報酬や訴訟(仲裁・和解)に要する費用として300万円(法律相談費用は別枠で10万円)を限度に保険金を支払う特約です。実際に弁護士に依頼して裁判をする、損害額、慰謝料額が大幅にアップする事例が多いのも事実です。

今回の先生は…

一般社団法人
交通事故被害者救済機構



松澤 毅先生
(アストのほけん 所長)